

V 三鷹市の 財政状況

～普通会計による分析～

平成 20 年度

- 1 決算統計と普通会計
- 2 決算額の推移から見た特徴点
(平成 11 年度～平成 20 年度)
- 3 平成 20 年度決算の特徴点
- 4 決算カードによる財政状況検証の
ポイント
- 5 財政指標
- 6 財政比較分析表
- 7 歳出比較分析表
- 8 財政状況等一覧表
- 9 財務諸表
- 10 地方公共団体財政健全化法

本年度の白書作成後、平成 21 年度決算に基づく健全化判断比率の算定過程において、平成 20 年度決算及び平成 19 年度決算に基づく実質公債費比率と将来負担比率に変更がありました。変更後の比率は、平成 20 年度の実質公債費比率が 5.9%、将来負担比率が 37.8%、平成 19 年度の実質公債費比率が 7.0%、将来負担比率が 48.1%です。

V 三鷹市の財政状況～普通会計による分析～ 平成 20 年度

1 決算統計と普通会計

地方自治体が、予算の執行を通じてどのような行政運営を行ったかをみるための基礎資料として活用されているのが「決算統計」です。

この決算統計は、地方自治法第 252 条の 17 の 5 第 1 項及び第 2 項に基づいて毎年実施されている「地方財政状況調査」による、全国自治体の決算に関するデータです。地方自治体の会計を普通会計¹と公営事業会計とに区分し、全国统一の基準による標準的な会計としての「普通会計」の決算数値を使用することにより、地方自治体間の財政比較が可能となっています。

この〔V章〕では、決算統計の算出結果による普通会計の数値に基づき、過去 10 年間の経年変化や平成 20 年度における決算の特徴点、「第 3 次基本計画（第 2 次改定）」で設定している主要財政指標の分析等を行います。

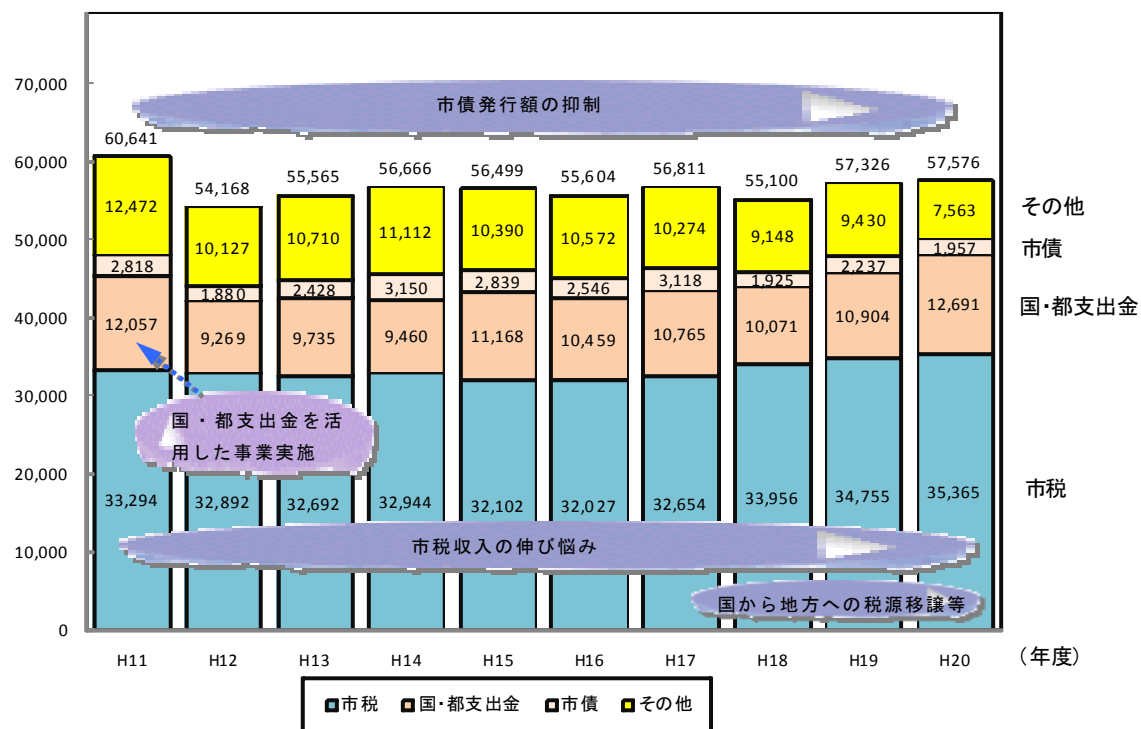
2 決算額の推移から見た特徴点（平成 11 年度～平成 20 年度）

【図 V-1、2、3】は、平成 11 年度からの歳入決算額、歳出決算額（目的別）、歳出決算額（性質別）を年度別に比較したものです。

決算額の 10 年間の推移から見た特徴点は、次のとおりとなっています。

【図 V-1】歳入決算額の推移

決算額（百万円）



¹ 平成 18 年度までの三鷹市の普通会計は、一般会計（介護サービス事業に係る経費を除く）及び再開発事業特別会計を対象としていましたが、平成 19 年度から再開発事業特別会計を廃止するとともに介護サービス事業に係る経費を特別会計に計上したことにより、原則として一般会計の額が普通会計の額となっています。

(1) 歳入の約6割を占める市税

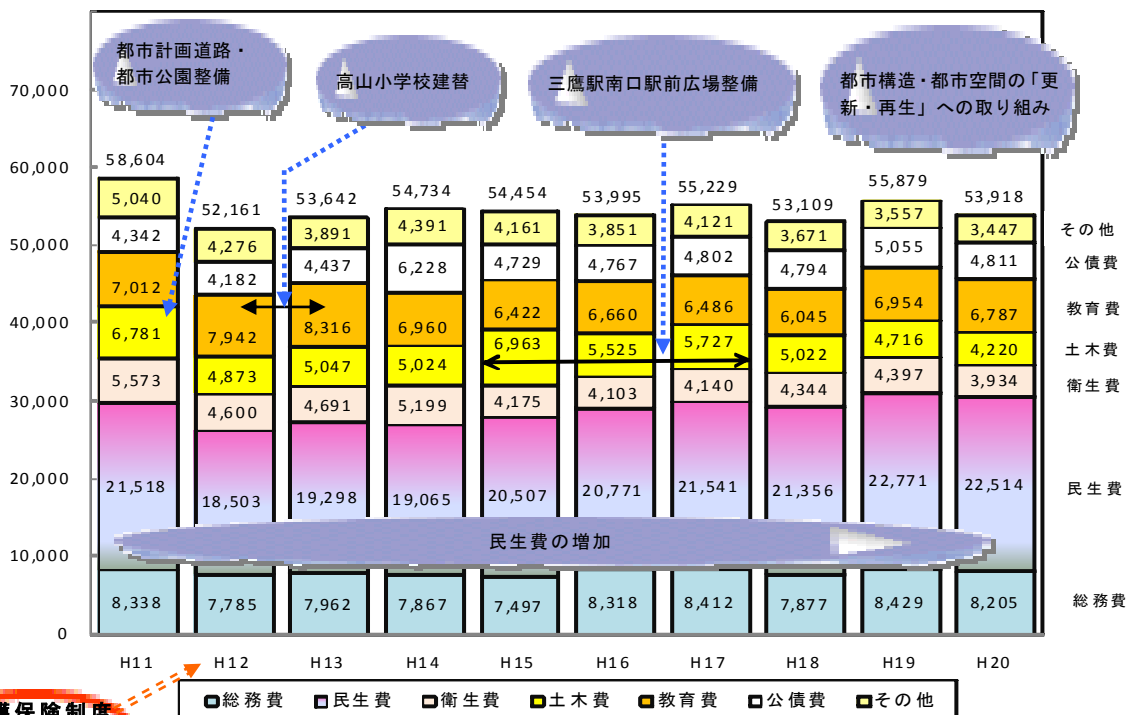
市税収入は、歳入の約6割を占めているとおり三鷹市の歳入の根幹であり、市財政の安定的な財源となっています。市税のうち、個人市民税が約5割、固定資産税（都市計画税を含む。）が約4割を占めていますが、個人市民税は、厳しい経済状況が続く中で伸び悩んでいます。ここ数年は、定率減税の廃止、三位一体改革における所得割税率のフラット化などの税制改正の影響や納税義務者数の増加などにより増傾向となっていますが、この増要因を除くと、三鷹市における市税収入の状況は依然として厳しいものとなっています。

(2) 普通建設事業費の推移とその財源

普通建設事業の実施にあたっては、国・都支出金、市債など特定財源の活用を図りながら、計画的に事業を実施しています。過去10年間の主な普通建設事業は、都市計画道路、都市公園整備、三鷹の森学園高山小学校建替え、三鷹駅南口駅前広場整備などがあります。今後は、老朽化した公共施設の改修・建替えなど、環境保全や経済性に配慮した都市構造・都市空間の「更新・再生」に向けた取り組みが必要となっています。

【図V-2】歳出決算額の推移（目的別）

決算額（百万円）



介護保険制度の導入(H12)

(3) 伸び続ける扶助費

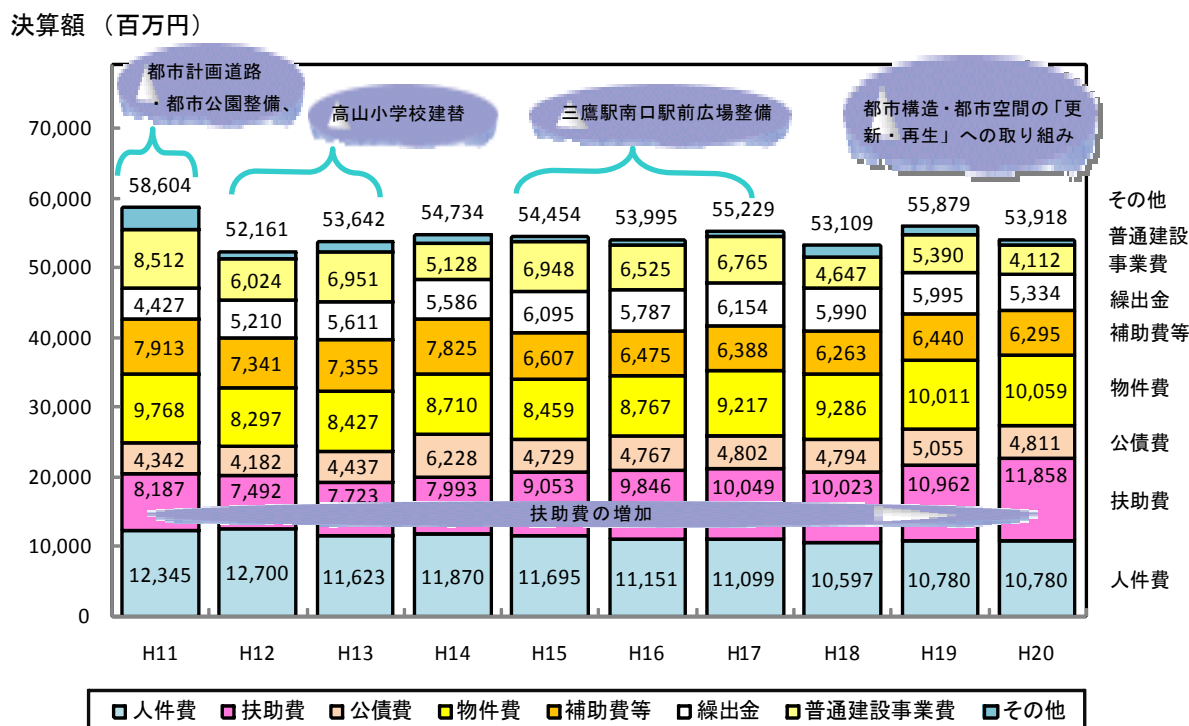
社会保障制度の一環として支出される扶助費は、この10年間で約1.4倍に増えていきます。景気低迷などによる生活保護費の増や、国の少子化対策による児童手当等の拡充が主な要因であり、扶助費の割合が高い民生費も、同様に伸びています。なお、平成12年度に扶助費・民生費とも減となっているのは、老人保護費などが介護保険事業特別会計へ移行したためで、その後も依然として高い割合で推移しています。

(4) 市債発行額の抑制と後年度負担の軽減

歳入決算の市債は、普通建設事業費の財源などとして活用を図っていますが、平成11年度以後は発行を抑制していることから、決算額は低い水準で推移しています。

一方、歳出決算の公債費は、施設整備に係る市債などの償還が始まったことなどに伴い微増傾向となっています。こうした公債費の後年度負担を軽減するため、低利債への借換えや高金利債の繰上償還などに積極的に取り組んでおり、平成14年度には、臨時財政対策債²を活用した実質的な低利債への借換えを、平成20年度には振興基金の繰上償還などを行いました。こうした取り組みにより、平成18年度にピークを迎えた公債費の負担（繰上償還分を除く通常分）は減少に転じており、今後も軽減されていくものと見込んでいます。

【図V-3】歳出決算額の推移（性質別）



² 国の地方財政対策上見込まれる地方の財源不足に対処するため、各地方公共団体が発行する地方財政法第5条の特例となる地方債のことで、通常の地方債とは異なり、一般財源として取り扱うこととなっています。

3 平成 20 年度決算の特徴点

平成 20 年度決算の状況は、168・169 ページに掲載した決算カードのとおりとなり、その主な特徴点は以下のとおりです。あわせて、「4 決算カードによる財政状況検証のポイント」を参照してください。

(1) 市税収入の低迷

個人市民税は、納税義務者数の増加、定率減税の廃止や所得割税率のフラット化をはじめとした税制改正の影響の平年度化などにより増となっており、市税全体も前年度を上回るものとなっていますが、こうした増要因を除くと、三鷹市における市税収入の状況は依然として厳しいものとなっています。

(2) 普通建設事業費の減

にしみたか学園第二中学校体育館や西野保育園の建替え、東三鷹学園第一小学校スーパーリニューアル工事が終了したことなどにより、平成 20 年度の普通建設事業費が減となりました。

(3) 扶助費の増

生活保護費や障がい者自立支援給付事業費の増、弘済保育所やこじか保育園の開設などにより、扶助費の増嵩が続きました。

(4) 基金の活用

平成 20 年度は、高齢者・障がい者福祉、子ども・子育て支援や健康施策の推進の財源として、健康福祉基金の活用を図りました。また、環境基金を活用して市民などの先導的な環境活動への支援を行ったほか、文化基金について、美術資料などの収集に活用しました。

(5) 市債の繰上償還の実施

平成 20 年度は、平成 6 年度借入分の東京都区市町村振興基金（借入利率 4.65%）について 1 億 6,984 万 8 千円の繰上償還を行い、公債費の後年度負担の軽減に努めました。

4 決算カードによる財政状況検証のポイント（「 」内は決算カードの項目を記載）

普通会計の決算額などの基礎数値を 1 枚のカードに見やすくまとめた決算カードには、その年度の歳入、歳出の状況や財政指標などが簡潔に記載されています。以下では、決算カードを活用した財政状況検証のポイントをご紹介します。

なお、平成 20 年度以前の三鷹市の決算カードは市のホームページや相談・情報課（市役所 2 階）で閲覧できるほか、総務省のホームページ (<http://www.soumu.go.jp/iken/zaisei/card.html>) で全団体の情報が入手可能となっています。

(1) 他団体との比較 「市町村類型」

類似団体とは、行政権能の相違を踏まえつつ、人口と産業構造により全国の市町村を 35 の類型（平成 20 年度決算の場合）に分類した結果、同じ類型に属する団体のことをいいます。三鷹市は、市町村類型「IV-3」に属しています（市町村類型

「IV-3」に属する29団体については、177ページ参照)。

(2) 収支から見た経営状況 「決算収支の状況」

その年度の歳入総額から歳出総額を差し引いた歳入歳出差引額（形式収支）から、翌年度へ繰り越すべき財源³を差し引いた額を実質収支といい、その年度の経営状況を示しています。地方自治体は営利を目的とせず、市税などの財源を住民福祉の向上などに充てることを基本としていることから、民間企業のように実質収支の黒字が多いほど経営状況が良好であるとは断定できません。標準財政規模⁴に占める実質収支の割合を実質収支比率といい、一般的には3～5%程度の水準が望ましいとされています。

(3) 財政運営の健全性・弾力性等 「指数等」

ア 財政力と地方交付税の依存度 —— 財政力指数

地方交付税制度に基づき算出した基準財政収入額⁵を基準財政需要額⁶で除した数値（単年度の財政力指数）の過去3か年の平均値を財政力指数といい、地方公共団体の標準モデルを基準に、各団体の収入と需要を統一的な基準で測定した数値です。

財政力指数が「1」を上回ると財政力に余裕があるとされており、単年度の数値が「1」を下回ると標準的な行政を行う財政力がないとされ、その不足分を補うために普通交付税が交付される仕組みになっています。

イ 財政構造の弾力性 —— 経常収支比率

財政構造の弾力性を判断するための指標として用いられており、後掲5（1）で詳細について掲載しています。なお、「性質別歳出」では、人件費、扶助費、公債費などの性質別の経常収支比率が記載されており、市税を中心とした経常一般財源がどの程度充当されているのかを把握できます。

ウ 公債費の財政負担 —— 公債費比率、起債制限比率、公債費負担比率

いずれも公債費の財政負担を示す指標です（公債費比率については、後掲5（2）で詳細を掲載しています。）。

起債制限比率とは、公債費比率の算定式を用いて、さらに基準財政需要額から地方交付税の算定上の調整（事業費補正）によって算入された公債費を除いた割合の3か年平均値をいいます。この比率が20%以上の団体については、地方債許

³ 性質上、年度内に支出を終わらない見込みがある費用について、予算の定めるところにより翌年度に繰り越して支出する繰越明許費などに充てるべき財源のことをいいます。

⁴ 地方交付税制度上の数値で、全国統一の画一的な基準によって算定された標準的な状態で通常収入されるであろう一般財源の標準規模を示すものです。

⁵ 標準財政規模のおおよそ75%を基準財政収入額とといいます。これは、自治体の一般財源（＝標準財政規模）のうち75%が標準的な水準の行政に使用され、残りの25%は標準的な水準を超えた行政経費や各自自治体独自の行政需要に使われるという仮定の上で算定されることによります。

⁶ 地方交付税の算定に用いるため、標準的な水準の行政を行うための経費を全国画一的に仮定して算出するものです。人口や面積などの数値を基礎に、それぞれの財政需要に関する費目ごとに計算されます。国の地方財政計画で保障する行政経費などを中心に算定するため、各団体で現実に必要とする行政経費を算定するものではありません。

可制度上、一部の地方債の発行が制限されてきました（平成 18 年度から地方債の発行は協議制となり、後述の実質公債費比率が指標として用いられています。）。

公債費負担比率は、公債費に充当された一般財源（「性質別歳出」の充当一般財源等）の一般財源等総額に対する比率をいいます。一般的には 15%が警戒ライン、20%が危険ラインとされています。

エ 将来の財政運営

—— 積立金現在高、地方債現在高、債務負担行為の翌年度以降支出予定額

積立金現在高は、将来の施策実現のために積み立てられた市の預金残高であり、安定的な財政運営ができるように、一定程度確保しておく必要があります。

一方、地方債現在高は、将来負担すべき借入金の残高を示しており、また、債務負担行為⁷の翌年度以降支出予定額は、債務負担行為を設定し将来の支出を約束した経費を示しています。三鷹市土地開発公社が取得した用地に対する市の後年度負担分は、ここに含まれています。いずれも、将来において支出が義務づけられた経費であり、こうした後年度負担に十分留意した財政運営を行う必要があります。

（４）財政運営の健全性・弾力性等 「健全化判断比率」

平成 19 年 6 月に「地方公共団体財政健全化法」が成立し、財政の健全度を測る指標として、平成 17 年度決算から算定していた実質公債費比率に、実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率を加えた 4 つの健全化判断比率を算定し、公表することとなりました。後掲 10 で詳細を掲載しています。

（５）職員の配置状況と給与支給状況等 「一般職員」「特別職等」

一般職員の職員数や 1 人当たり支給月額などが記載されており、その推移により、職員定数の見直しなど、行財政改革の取り組み状況を把握することができます。

（６）各公営事業会計の経営状況 「公営事業の状況」

国民健康保険事業、下水道事業など、普通会計以外の公営事業会計の収支状況が記載されています。収支の補てんである普通会計からの繰入金の推移をみることにより、各公営事業の経営状況を把握することができます。

（７）市税の収入状況等 「市町村民税」

税目区分ごとの決算額、構成比、増減率等が記載されており、団体の税収構造の特徴点を把握することができます。

⁷ 複数年度にわたる大規模な建設事業や、将来買い取ることを前提に土地開発公社に取得を依頼した用地の取得経費などに対して、翌年度以降に支出を行う際に設定します。債務負担行為は、事項、期間、限度額について予算の内容の一つとして定める必要があります。

平成 20 年度決算カード

平成 20 年度 決算状況		団体コード	132047	市町村類型	IV-3		
		団体名	三鷹市	20年度交付税種地区分	II-10		
人口		指定団体等の状況		事務の共同処理の状況			
国調	17年	177,016人	過疎 山村 離島	〈ごみ・し尿処理〉 ・東京たま広域資源 循環組合 ・ふじみ衛生組合	基準財政需要額	22,036,237千円	
	増減率(17/12)年	3.1%	首都 近郊整備 既成市街地		基準財政収入額	27,367,434千円	
住民基本台帳	21.3.31	176,210人	不交付	〈収益事業〉 ・東京都市収益事業 組合	標準財政規模	37,632,618千円	
	対前年増減率	0.7%	広域行政圏		財政力指数	単年度 (1.242)	
	21.3.31現在 (参考)65歳以上人口	32,957人	面積	16.50km ²	実質収支比率	5.1%	
決算収支の状況		平成20年度千円	平成19年度千円	〈その他〉	経常一般財源等比率	96.8%	
1	歳入総額	A 57,575,859	57,326,178	・東京都市町村総合 事務組合	公債費比率	8.3%	
2	歳出総額	B 53,918,286	55,879,349		・東京都後期高齢者 医療広域連合	起債制限比率	8.6%
3	歳入歳出差引額(A-B)	C 3,657,573	1,446,829	地方債現在高 A (特定資金公共投資事業債除く)		公債費負担比率	11.4%
4	翌年度へ繰り越すべき 財源	D 1,753,370	102,909	債務負担行為限度額	37,455,069千円		
5	実質収支(C-D)	E 1,904,203	1,343,920	債務負担行為の 翌年度以降支出予定額	11,572,837千円		
6	単年度収支	F 560,283	△640,199	積立金現在高 C (うち財政調整基金)	9,103,235千円 (2,516,899)		
7	積立金	G 139,600	193,501	A+B-C	43,974,654千円		
8	繰上償還額	H 169,848	282,000	土地開発基金現在高	0千円		
9	積立金取崩し額	I 0	450,000	積立基金取崩し額	507,784千円		
10	実質単年度収支 (F+G+H-I)	J 869,731	△614,698	収益事業収入	0千円		
健全化判断比率※							
実質赤字比率						- (11.52%)	
連結実質赤字比率						- (16.52%)	
実質公債費比率						6.2 (25.0%)	
将来負担比率						42.2 (350.0%)	
一般職員 (21.4.1現在)				特別職等 (21.4.1現在)			
区分	職員数	4月分給与 支払総額	1人当たり 支給月額	区分	改定実施 年月日	一人当たり平均給料 (報酬)月額 円	
一般職員	981	340,561	347,157	市町村長	7.12.1	1,050,000	
うち技能労務職	112	39,332	351,179	副市長	7.12.1	890,000	
教育公務員	1	429	429,000	教育長	7.12.1	830,000	
消防職員	0	0	0	議長	7.12.1	640,000	
臨時職員	0	0	0	副議長	7.12.1	580,000	
合計	982	340,990	347,240	議員	7.12.1	550,000	
公 営 事 業 の 状 況	事業名	法適用	実質収支額 千円	普通会計からの 繰入金 千円	職員数 人	議員数 (28人)	
	国民健康保険(事業勘定)	有	204,541	1,388,646	21	加入世帯数	29,954世帯
	老人保健医療	有	46,588	75,000	0	被保険者数	48,021人
	後期高齢者医療	有		1,012,589	5	一世帯当たり保険税調定額	132,194円
	下水道事業	無	19,935	1,055,475	20	被保険者1人当たり保険税調定額	82,459円
	介護保険事業(保険勘定)	有	125,522	1,322,791	18	被保険者1人当たり費用	315,078円
	介護サービス事業	無	3,693	345,423	0	保険税(料)	3,884,582千円
						保険給付費	9,774,976千円
						老人保健拠出金	410,804千円
						後期高齢者支援金等	1,908,612千円
						前期高齢者納付金等	2,570千円
						介護給付費納付金	804,236千円

※()書きは、早期健全化基準である。

歳 入					性 質 別 歳 出						
区 分	決算額 千円	構成比 %	経常一般財源等 千円	構成比 %	区 分	決算額 千円	構成比 %	充当一般財源等 千円	経常経費充当一般財源等 千円	経常収支比率 %	
地方税	35,364,504	61.4	32,976,855	90.5	人件費	10,779,347	20.0	9,708,617	9,659,794	25.6	
地方譲与税	319,643	0.5	319,643	0.9	うち職員給	7,095,340	13.2	6,111,442	6,111,275	16.2	
利子割交付金	320,943	0.6	320,943	0.9	扶助費	11,858,225	22.0	3,718,404	3,718,404	9.9	
配当割交付金	93,537	0.2	93,537	0.2	公債費	4,810,982	8.9	4,798,199	4,628,351	12.3	
株式等譲渡所得割交付金	32,516	0.0	32,516	0.1	内訳	元利償還金	4,805,542	8.9	4,792,759	4,622,911	12.3
地方消費税交付金	1,710,027	3.0	1,710,027	4.7	一時借入金利子	5,440	0.0	5,440	5,440	0.0	
ゴルフ場利用税交付金	0	0.0	0	0.0	小 計	27,448,554	50.9	18,225,220	18,006,549	47.8	
特別地方消費税交付金	0	0.0	0	0.0	物件費	10,059,231	18.7	7,967,146	6,609,882	17.5	
自動車取得税交付金	317,409	0.5	317,409	0.9	維持補修費	289,216	0.5	277,311	277,311	0.7	
地方特例交付金等	398,045	0.7	398,045	1.1	補助費等	6,295,266	11.7	5,751,538	5,058,495	13.4	
地方交付税	36,784	0.1	0	0.0	積立金	356,555	0.7	325,131			
内訳	普通	0	0.0	0.0	投資及び出資金・貸付金	23,400	0.0	6,900	0	0.0	
	特別	36,784	0.1		繰出金	5,334,094	9.9	5,098,465	3,527,106	9.4	
交通安全対策特別交付金	25,187	0.0	25,187	0.1	前年度繰上充用金	0	0.0	0			
国有提供施設所在地交付金	0	0.0	0	0.0	投資的経費	4,111,970	7.6	2,495,057		歳入一般財源等	
小 計	38,618,595	67.0	36,194,162	99.4	うち人件費	98,876	0.2	98,876		42,120,673 千円	
分担金・負担金	393,558	0.7	0	0.0	普通建設事業費	4,111,970	7.6	2,495,057		経常経費充当一般財源等	
使用料	790,243	1.4	212,890	0.6	内訳	補助	490,850	0.9	27,277		33,479,343 千円
手数料	351,759	0.6	0	0.0	内訳	単独	3,562,197	6.6	2,459,857		
国庫支出金	7,930,927	13.8			内訳	その他	58,923	0.1	7,923		減収補てん債特例分及び臨時財政対策債を歳入経常一般財源等に加えない場合の経常収支比率
都支出金	4,760,153	8.3			災害復旧事業費	0	0.0	0			
財産収入	48,277	0.1	1,862	0.0	失業対策事業費	0	0.0	0			
寄附金	12,891	0.0			合 計	53,918,286	100.0	40,146,768		91.9%	
繰入金	754,938	1.3									
繰越金	1,446,829	2.5									
諸収入	510,189	0.9	8,745	0.0							
地方債	1,957,500	3.4									
(うち減収補てん債特例分)	(0)	(0.0)									
(うち臨時財政対策債)	(1,300,000)	(2.3)									
合 計	57,575,859	100.0	36,417,659	100.0							
市 町 村 民 税					目 的 別 歳 出						
区 分	決算額 千円	構成比 %	増減率 %	基準 税額 × 100 75 千円	超過課税分 収入済額 千円	区 分	決算額 千円	構成比 %	充当一般財源等 千円		
市 町 村民税	17,088,286	48.3	3.5	16,811,283		議 会 費	472,058	0.9	471,797		
個人分	17,088,286	48.3	3.5	16,811,283		総 務 費	8,205,169	15.2	7,210,017		
法人分	1,717,216	4.9	3.2	1,474,084	143,801	民 生 費	22,514,234	41.8	12,256,712		
固定資産税	12,462,117	35.2	0.6	12,350,738		衛 生 費	3,933,560	7.3	3,067,872		
軽自動車税	66,599	0.2	1.7	67,583		労 働 費	166,617	0.3	121,733		
市町村たばこ税	1,208,351	3.4	△9.5	1,332,860		農 林 水 産 業 費	133,389	0.2	129,011		
釧 産 税	0	0.0	0.0			商 工 費	367,418	0.7	314,591		
特別土地保有税	0	0.0	0.0			土 木 費	4,220,076	7.8	3,579,282		
法定外普通税	0	0.0	0.0			消 防 費	2,224,921	4.1	2,141,715		
目的税	2,821,935	8.0	1.5	434,961		教 育 費	6,787,373	12.6	5,973,350		
内訳	入湯税	6,888	0.0	△32.6		災 害 復 旧 費	0	0.0	0		
	事業所税	427,398	1.2	2.8	434,961	公 債 費	4,810,982	8.9	4,798,199		
	都市計画税	2,387,649	6.8	1.4		諸 支 出 金	82,489	0.2	82,489		
法定外目的税	0	0.0	0.0			前年度繰上充用金	0	0.0	0		
旧法による税	0	0.0	0.0			合 計	53,918,286	100.0	40,146,768		
合 計	35,364,504	100.0	1.8	32,471,509	143,801						
納税義務者数 平成20年度大規模事業(単位:百万円)											
個 均 等 人 割	92,723	人	①学校耐震補強事業	296	⑥三鷹都市計画道路3・4・13号線(牟礼)	117	徴 収 率	区 分	現年課税分%	滞納繰越分%	合 計 %
法 税 人 割	4,527	人	②野崎二丁目公園整備事業	254	整備事業		市町村税合計	98.1	26.0	94.7	
			③里と森と絵本の家整備事業	153	⑦大沢総合グラウンド整備事業	98	(徴収猶子分を除く)	(98.1)	(26.0)	(94.7)	
			④中央保育園・母子生活支援施設	146	⑧七小児童保育所整備事業	85	うち市町村民税	97.6	21.5	93.1	
			建替事業		⑨鷹南学園東台小学校建替事業	77	純固定資産税	98.7	35.7	96.3	
			⑤市道第135号線整備事業	135	⑩校庭芝生化整備事業	65	国民健康保険税(料)	91.4	26.6	78.4	

5 財政指標

三鷹市は、「創造的な自治体経営」を目指し、「第3次基本計画」で設定した主要財政指標の目標達成を図りながら、行財政改革の推進など経営改善に取り組んでいます。ここでは、その主要財政指標の過去10年間の推移と近隣市との比較等を行います。

なお、この主要財政指標の目標値については、平成20年3月確定の「第3次三鷹市基本計画（第2次改定）」において、改定を行っています（【図V-4】）。

【図V-4】第3次基本計画期間における主要な財政目標の推移

	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	前期			中期			後期			
							← 第3次基本計画(第2次改定) →			
経常収支比率	概ね80%台を維持			概ね80%台を維持			概ね80%台を維持			
公債費比率	概ね15%を超えないこと			概ね13%を超えないこと			概ね12%を超えないこと			
実質公債費比率（準公債費比率）	概ね19%未満であること			概ね17%を超えないこと			概ね16%を超えないこと			
人件費比率	(120人の職員定数の見直し)			概ね25%を超えないこと			概ね24%を超えないこと			

※第3次基本計画は、計画期間を4年ごとの3期（前期・中期・後期）に分け、見直し（ローリング）を規定しています。この場合、前期の最終の年度であり中期の最初の年度である16年度と、中期の最終の年度であり後期の最初の年度である19年度については、調整期間としています。

（1）経常収支比率 <目標値 概ね80%台を維持>

ア 経常収支比率とは

財政構造の弾力性を示す指標として用いられる経常収支比率⁸は、一般に都市部にあっては70%～80%が適当とされ、80%を超えると財政が硬直化してきているとされています。

経常収支比率は、人件費、扶助費、公債費等の義務的性格の経常経費に、地方税、地方譲与税を中心とした経常一般財源がどの程度充当されたかをみる指標で、分子の経常経費に充当された一般財源より、分母の経常的な一般財源が大きいため、100%を下回るのが通常です。この比率が低いほど臨時の財政需要に対して対応できる余裕をもつことになり、財政構造に弾力性があることを意味します。

近年、都市部の自治体では、施設建設が進むなど一定の都市基盤整備が整い、維持管理経費が中心となるため経常経費が上昇する傾向があるうえ、不況や国の政策減税などによる市税収入の低迷などから、80%を超える状況が続いています。

⁸ 算出方法

$$\text{経常収支比率（％）} = \frac{A}{B + C + D} \times 100$$

平成13年度から、減税補てん債及び臨時財政対策債を経常一般財源等に加えることになりました。なお、平成19年度より減税補てん債は廃止になりました。

- A 経常経費充当一般財源等（人件費等の毎年度経常的に支出される経費に充当された一般財源）
- B 経常一般財源等（地方税等の毎年度経常的に収入される一般財源）
- C 減税補てん債
- D 臨時財政対策債

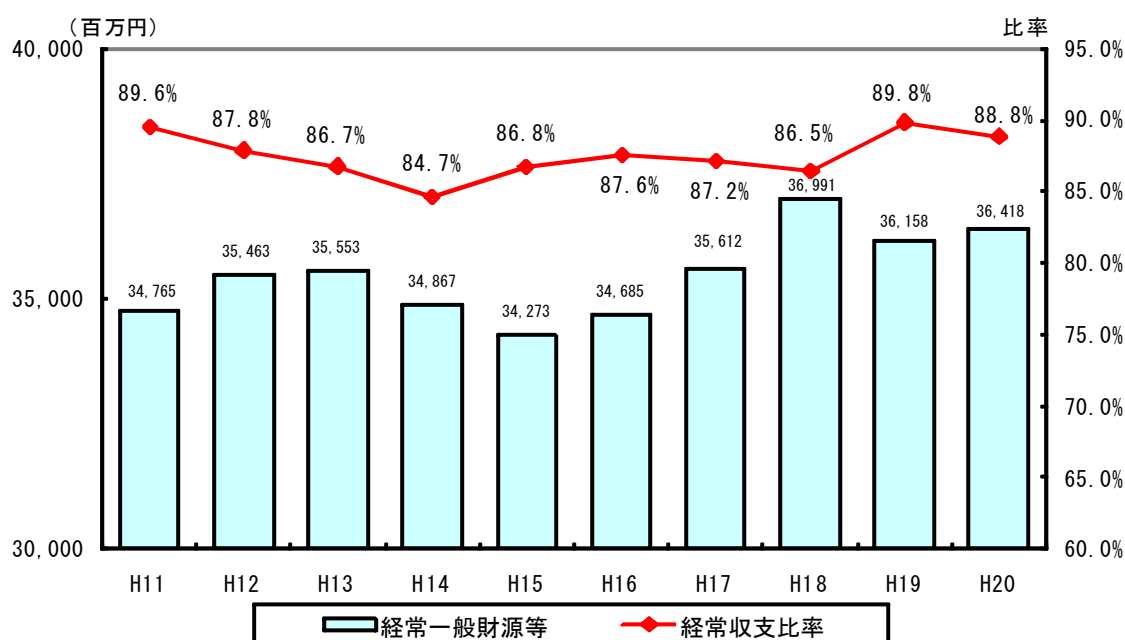
イ 経常収支比率の推移（【図V-5】）

三鷹市における推移を見ると、厳しい財政状況の中で人件費の削減や事業見直しなど経常経費の抑制に取り組んだことにより、過去10年は目標とする「80%台の維持」を果たしています。

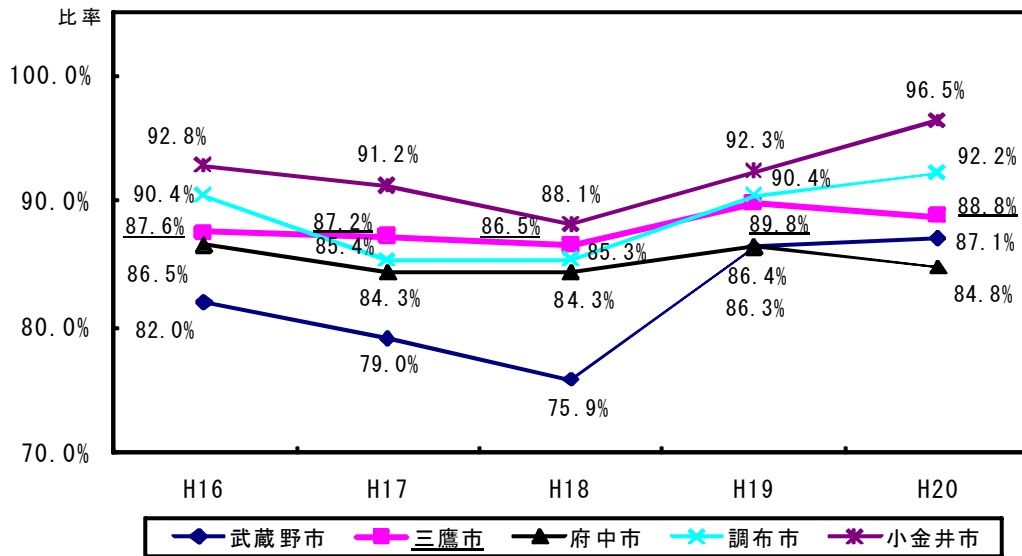
ウ 平成20年度の経常収支比率 <88.8% 前年度比△1.0ポイント>

経常収支比率は88.8%で、前年度の89.8%から1.0ポイント低下しました。比率算定において分母となる「経常一般財源等」は、地方消費税交付金などの税連動交付金全体で4億5,090万円（15.4%）の減となったものの、市税が5億7,683万円（1.8%）の増、地方特例交付金等が1億6,108万2千円（68.0%）の増となったことなどにより、臨時財政対策債を含む分母側全体で5億5,930万2千円（1.5%）の増となりました。一方で、分子となる「経常経費充当一般財源」については、補助費等や公債費などの減があるものの、こじか保育園の開設に係る経費のほか生活保護費の増などによる扶助費の増、後期高齢者医療特別会計繰出金や下水道事業特別会計繰出金の増などによる繰出金の増などにより、全体で1億1,153万8千円（0.3%）の増となりました。こうした結果、分母の増が分子の増を上回ったことにより、経常収支比率は低下しました。

【図V-5】三鷹市経常収支比率の推移



【図 V - 6】 近隣市経常収支比率の比較



(2) 公債費比率・実質公債費比率

- <目標値 公債費比率 概ね 12%を超えないこと
- 実質公債費比率 概ね 16%を超えないこと>

ア 公債費比率とは

公債費比率⁹とは、地方債の元利償還金（公債費）に充当された一般財源の、標準財政規模に占める比率をいいます。公債費比率の値が大きいほど、いわゆる借金返済のための割合が高くなり、他の事業に充てる財源の割合が低くなることを意味しており、財政構造の健全性を維持するためには、公債費比率が 10%を超えないことが望ましいとされています。

なお、公債費比率の分子に債務負担行為を設定した実質的な債務に係る支出額を加算した比率を準公債費比率と呼び、平成 17 年度決算まで算定されていましたが、後述する実質公債費比率の導入に伴い、平成 18 年度から廃止されました。

イ 公債費比率の推移（【図 V - 7】）

平成 11 年度は、公債費比率が 10%を超える状況でした。その後、市債発行の抑制と繰上償還等により後年度負担の抑制に努めた結果、平成 12 年度以後は 10%を下回る状況が続きましたが、平成 15 年度に引き継いだ武蔵野三鷹地区保健衛生組合債の償還などにより、平成 16 年度と平成 17 年度は 10%台になりました。しかし、この 2 か年が近年の公債費比率のピークでもあり、平成 20 年度では 8.3%に減少しています。

⁹ 算出方法

$$\text{公債費比率 (\%)} = \frac{A - B - C}{D + E - C} \times 100$$

- A 地方債の元利償還金（繰上償還等を除く。）
- B 元利償還金に充当された特定財源
- C 普通地方交付税の基準財政需要額に算入された公債費
- D 標準財政規模
- E 臨時財政対策債発行可能額

今後は、市債発行額の抑制や繰上償還の効果により、公債費の負担は次第に軽減されていくものと見込んでいます。

ウ 平成 20 年度の公債費比率 <8.3% 前年度比△0.8 ポイント>

平成 20 年度の公債費比率は、0.8 ポイント低下して 8.3%となりました。これまで取り組んできた高金利債の繰上償還の効果などにより公債費が減となったことなどが要因です。

エ 実質公債費比率とは

平成 17 年度決算から新たな財政指標として実質公債費比率¹⁰が加わりました。実質公債費比率とは、市債の元利償還金の他に公債費類似経費（公営企業の公債費に対する繰出金、一部事務組合の公債費への負担金、債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるものなど）を加えた実質的な公債費に充当された一般財源の、標準財政規模に占める比率をいいます。この比率が 3 か年平均値で 18%を超えると地方債の発行に都道府県知事の許可を必要とする「地方債許可団体」となり、25%を超えると単独事業の起債が認められない「起債制限団体」となります。

平成 19 年度からは「地方公共団体財政健全化法」に基づく健全化判断比率の一つとして位置付けられるとともに、算定方法についても大きく変更されました（195・196 ページ参照）。

オ 平成 20 年度の実質公債費比率 <6.2% 前年度比△1.3 ポイント>

平成 20 年度の実質公債費比率は、6.2%となりました。これは、公債費の減少や債務負担行為に基づく支出の減などによるものです。

カ 公共施設の再生・再配置に係る公債費負担の推計（【図 V-9】）

三鷹市においては、高度成長期に整備した施設の老朽化が進み、社会資本の改修や建替えの時期が一斉に到来しつつある中で、今後、公共施設の計画的な保全とともに、施設の老朽度等に応じた緊急的な対応を図るための集中的な資本投下が必要な状況にあります。事業実施にあたっては、国庫補助金や都補助金の活用など、財源確保の創意工夫を図るとともに、世代間負担の公平の観点から、一定の地方債を活用し、緊急度・優先度に応じた施設の改修・整備を進めていきます。

なお、公債費負担は、平成 4～8 年度に行った大規模事業等に係る償還により、平成 18 年度にそのピークを迎え（繰上償還分を除く通常分）、今後は現状水準以下で推移するものと見込まれます。そのため、公共施設の再生・再配置に係る一定の投資余力があるものと見込んでいます。

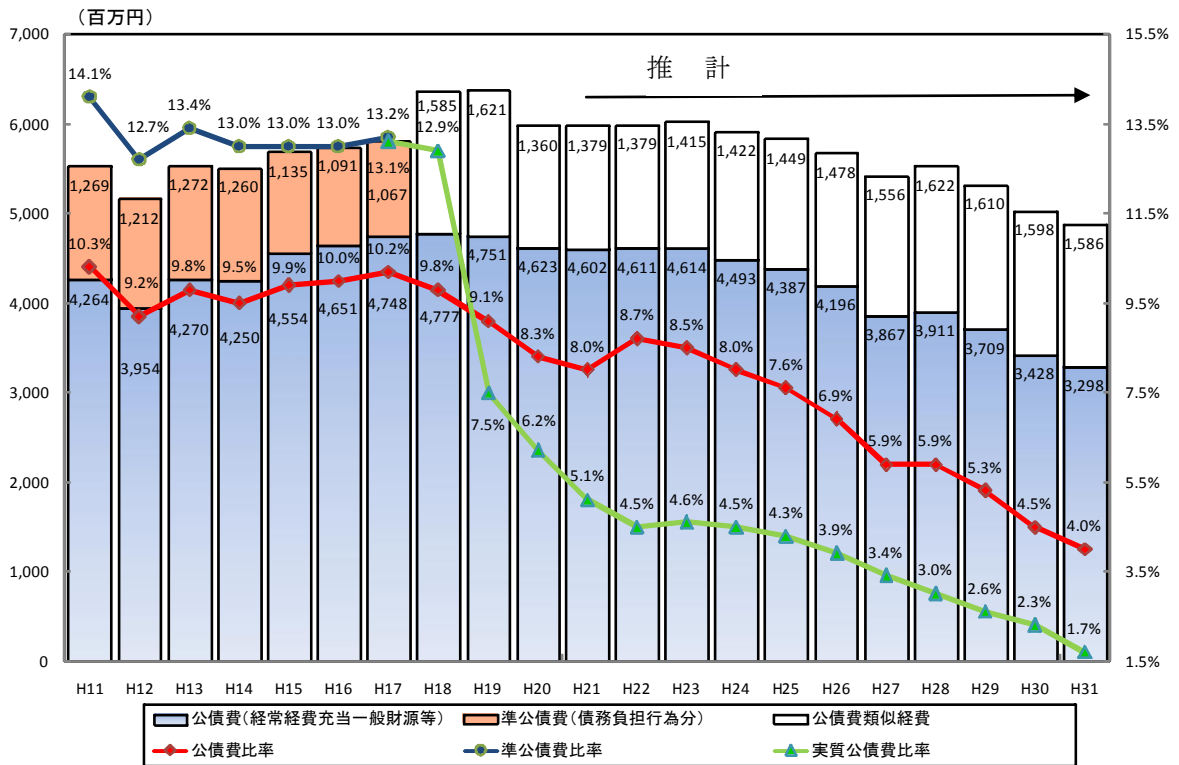
¹⁰ 算出方法

$$\text{実質公債費比率 (\%)} = \frac{((A + B) - (C + D))}{(E + F - D)} \times 100$$

（本式の 3 か年平均による）

- A 地方債の元利償還金（繰上償還等を除く。）
- B 地方債の元利償還金に準ずるもの（「公債費類似経費」）
- C 元利償還金又は公債費類似経費に充当される特定財源
- D 普通地方交付税の基準財政需要額に算入された公債費
- E 標準財政規模
- F 臨時財政対策債発行可能額

【図V-7】三鷹市公債費（準公債費）比率・実質公債費比率の推移と見込み

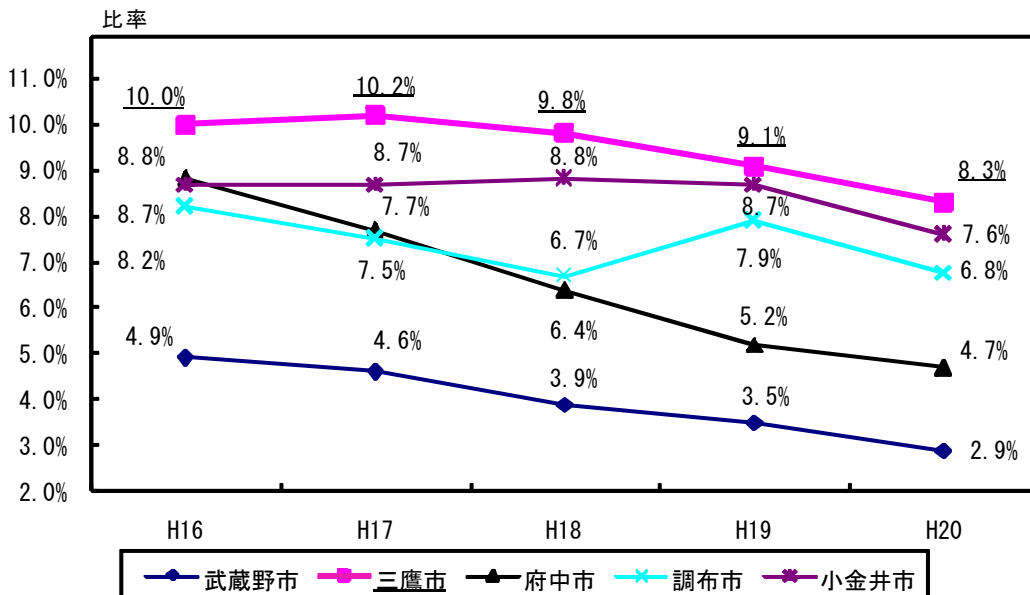


※図V-7においては、平成20年度までは実績、平成21~31年度は平成22年度当初予算編成時の推計を記載しています。なお、推計では平成23年度以降の毎年度について20億円の市債発行を継続する前提で試算しています。

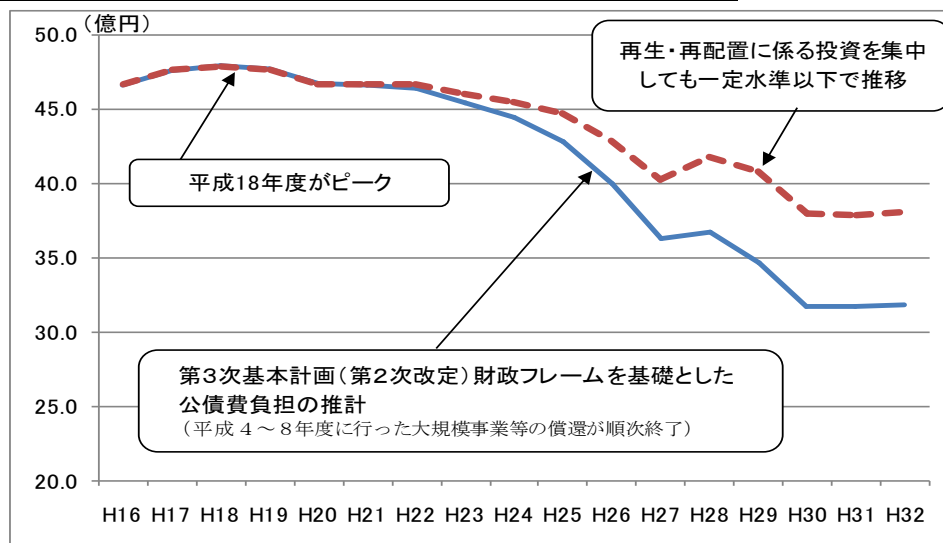
※平成18年度から、準公債費比率の算定は廃止され、新しい財政指標として実質公債費比率が用いられています。これに伴い、本図の平成18年度以降の数値についても、地方債の元利償還金に加え、債務負担行為に基づく歳出のうち公債費に準ずるものや、公営企業会計・一部事務組合等の元利償還金への繰出金等の「公債費類似経費」を公債費等による財政負担として表示しています。

※実質公債費比率の算出に当たっては、元利償還金等に充当することのできる特定財源や普通交付税の基準財政需要額算入の公債費について調整が行われます。比率の法制化に伴い、平成19年度から元利償還金等に充当することのできる特定の歳入への都市計画税の算入など算定方法が大きく変更されています。

【図V-8】近隣市公債費比率の比較



【図 V-9】 公共施設の再生・再配置に係る公債費負担の推計



※第3次基本計画（第2次改定）財政フレームを基礎とした推計では、毎年度20億円の市債発行を継続する前提で試算しています。一方、再生・再配置に係る投資としては、毎年度30～40億円程度の市債発行を一定期間継続する前提で推計しています。いずれの場合も公債費支出の減少は平成30年度ごろに止まるものの、ほぼその水準で推移するものと見込んでいます。

(3) 人件費比率 <目標値 概ね24%を超えないこと>

ア 人件費比率とは

人件費は、報酬、給料、職員手当等、勤労の対価として支払われる経費のことをいい、歳出決算に占める構成比率を人件費比率¹¹といいます。

この人件費は、扶助費、公債費とともに義務的経費であり、多くが経常的経費であることから、この比率が大きいと財政運営の硬直化につながるとされています。

また、人件費は定年退職者数によって年度間で増減する傾向があり、人件費比率もほぼ連動して変化します。

イ 人件費比率の推移（【図 V-10】）

行財政改革に取り組む中で、民間委託化、事務事業の見直しや再任用職員・嘱託職員の配置による職員定数の見直しを進めています。

普通会計の一般職員数の推移を見ると、平成11年度が1,162人、平成20年度が982人で、この10年で180人の減となっています。

こうした見直しに加え、平成12年度に職務給制度を導入したことや、各種手当の見直しを進めたことにより、退職金を除いた職員人件費は年々減少しており、人件費の抑制が図られています。

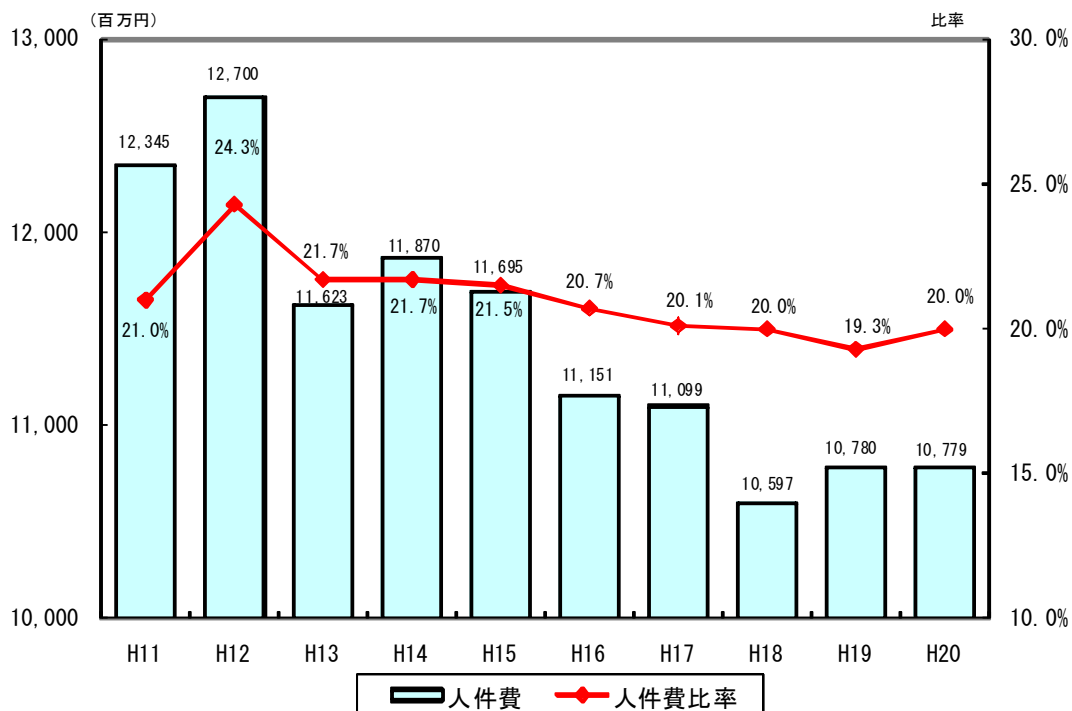
¹¹ 算出方法

$$\text{人件費比率 (\%)} = \frac{\text{人件費}}{\text{歳出決算額}} \times 100$$

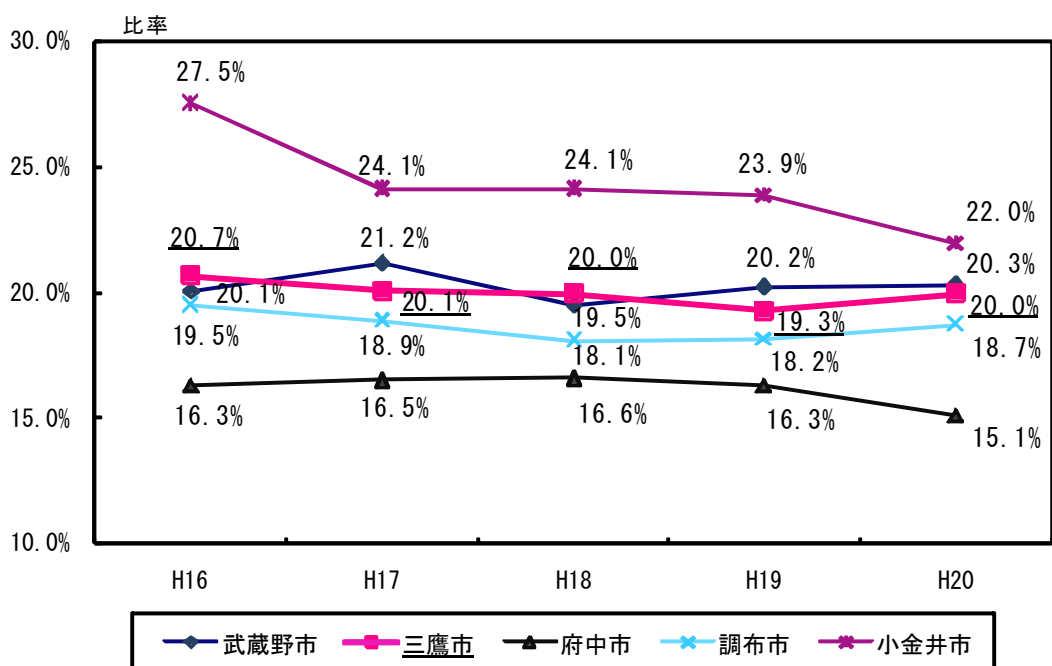
ウ 平成 20 年度の人件費比率 <20.0% 前年度比+0.7 ポイント>

職員定数の見直しがある一方で定年退職者数の増などにより人件費自体はほぼ前年度と同程度であるものの、分母となる歳出決算額が減となったことにより、平成 20 年度の人件費比率は 20.0%、前年度より 0.7 ポイント増となりました。

【図 V-10】三鷹市人件費比率の推移



【図 V-11】近隣市人件費比率の比較



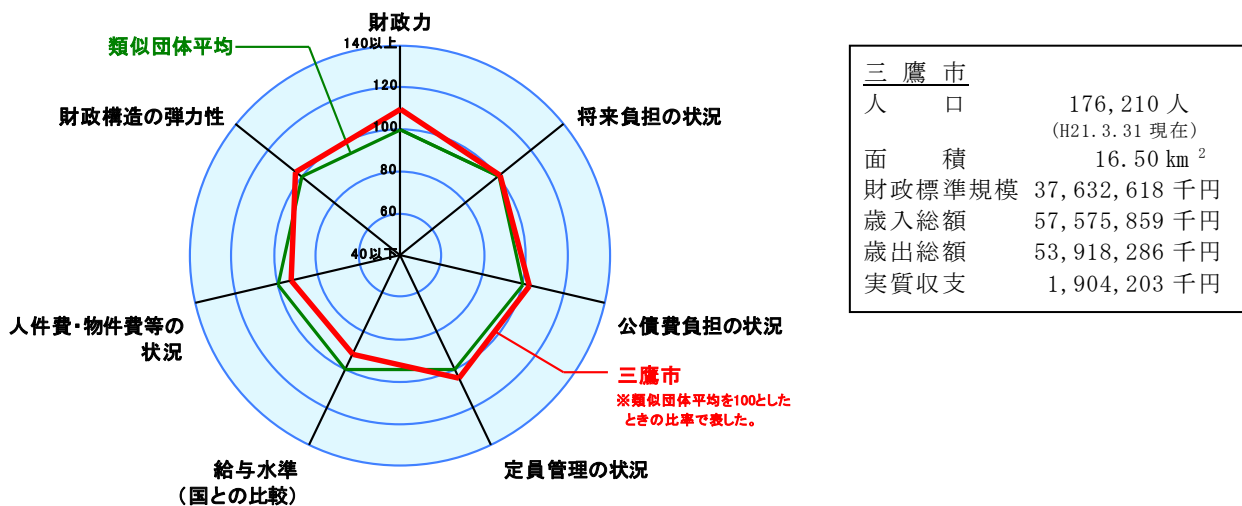
6 財政比較分析表

財政比較分析表は、各地方公共団体の財政力指数、経常収支比率、人口1人当たり人件費・物件費等決算額、将来負担比率、実質公債費比率、人口1,000人当たり職員数、ラスパイレス指数について、総務省の定めた様式により、類似団体との比較を分かりやすく図示するとともに、その結果について、要因や指標の改善に向けた取り組みなどを分析したものです。

より身近な分析を行うため、都内26市における財政比較分析表を三鷹市独自に作成しましたので、あわせて掲載しています。

なお、各団体の分析表は、ホームページ¹²でご覧いただけます。

【図V-12】三鷹市財政比較分析表（平成20年度決算）



※類似団体とは、人口および産業構造等により全国の市町村を35のグループに分類した結果、当該団体と同じグループに属する団体をいいます。

■市町村類型「IV-3」に属する29団体（人口15万人以上、II次、III次産業就業人口が95%以上で、III次産業が65%以上）

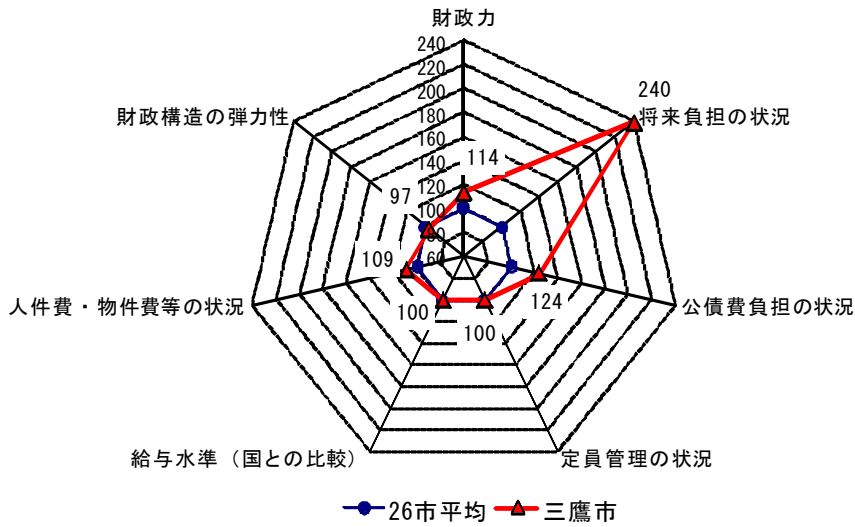
北海道苫小牧市	埼玉県狭山市	埼玉県上尾市	埼玉県新座市	千葉県市川市
千葉県松戸市	千葉県佐倉市	千葉県習志野市	千葉県流山市	千葉県八千代市
千葉県浦安市	東京都八王子市	東京都立川市	東京都三鷹市	東京都府中市
東京都調布市	東京都町田市	東京都小平市	東京都日野市	東京都西東京市
神奈川県鎌倉市	神奈川県藤沢市	神奈川県秦野市	京都府宇治市	大阪府和泉市
兵庫県伊丹市	兵庫県川西市	山口県宇部市	沖縄県那覇市	

¹² 三鷹市ホームページ（市町村財政比較分析表・歳出比較分析表）

http://www.city.mitaka.tokyo.jp/c_service/003/003840.html

三鷹市のホームページから、東京都や総務省のホームページにアクセスが可能です。

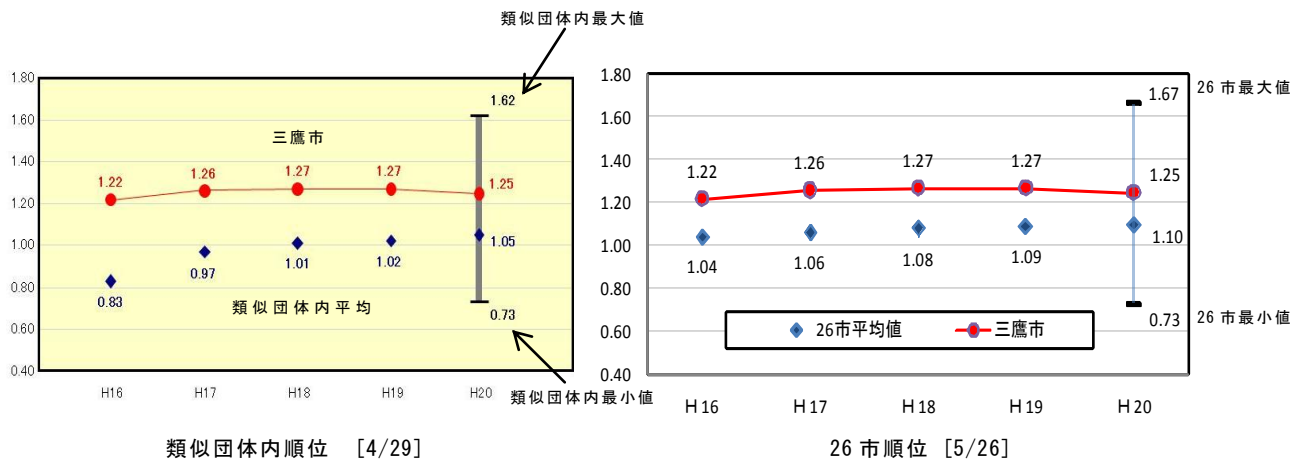
【図 V-13】 都内 26 市平均を 100 とした場合の三鷹市財政比較分析表



以下、各指標では、左図が類似団体比較、右図が都内 26 市比較です。

財政力

財政力指数【1.25】



全国市町村平均	0.56
東京都市町村平均	0.85

※数値が高いほど、財政力が強いとみることができます。

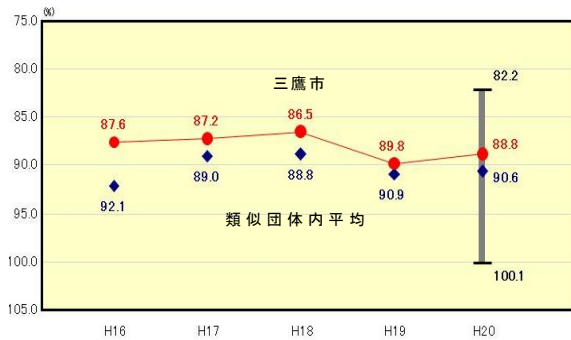
《財政力指数》

市の歳入構造が市税中心であり、安定した収入に支えられていることから、昭和 52 年度以降「1」以上で推移しています。近年の傾向として、バブル経済の崩壊に伴う市税収入の低迷などにより、指数は下降傾向となったものの、平成 14 年度以降は再び上昇傾向となり、ここ数年はほぼ同じ水準で推移しています。

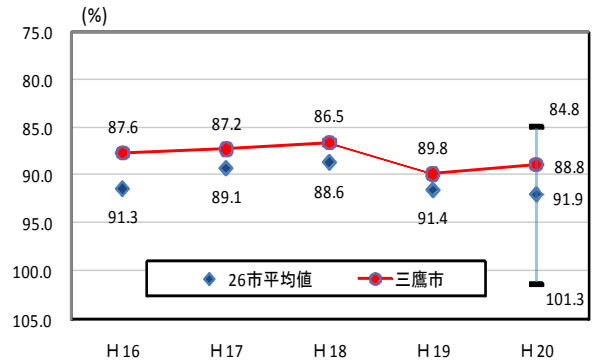
なお、都内 26 市では 5 位に位置しています。

財政構造の弾力性

経常収支比率【88.8%】



類似団体内順位 [8/29]



26市順位 [6/26]

全国市町村平均	91.8
東京都市町村平均	91.7

※数値が低いほど、財政の柔軟性が高いと見ることができます。

《経常収支比率》

市税収入が低迷するとともに、生活保護費などの扶助費が増加する中で、人件費の削減や事業の民営化・委託化（公立保育園の民営化やごみ収集業務、学校給食調理業務の民間委託化）などの行財政改革を推進していることから、過去10年間は80%台を維持しています。今後も「第3次三鷹市基本計画（第2次改定）」で定めている数値目標「概ね80%台の維持」に努めていきます。

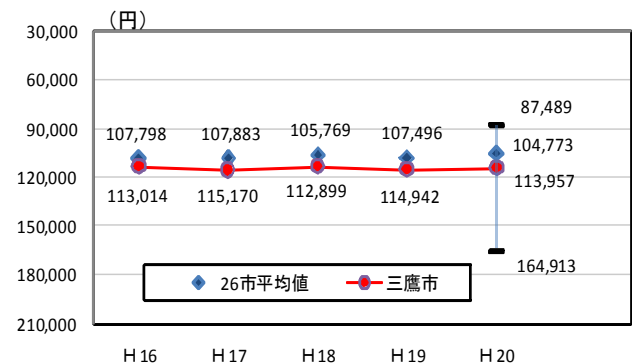
なお、都内26市では6位に位置しており、安定した財政状況といえます。

人件費・物件費等の状況

人口1人当たり人件費・物件費等決算額【113,957円】



類似団体内順位 [23/29]



26市順位 [20/26]

全国市町村平均	114,142
東京都市町村平均	121,052

※数値が低いほど、人件費・物件費等が抑制されていると見ることができます。

《人口1人当たり人件費・物件費等決算額》

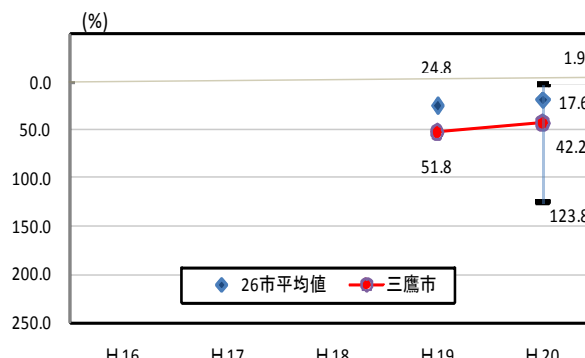
平成17年度決算から行政運営の基本的なコストを量るために、新たに追加された指標です。人口1人当たりの人件費、物件費及び維持補修費の合計額です。ただし、人件費については、事業費支弁人件費を含み、退職金は含みません。

類似団体平均をやや上回っていますが、これは、他市に比べて公設の保育所が多いことや、ごみの分別収集を行っていることなどのほか、都市事情による行政ニーズに対応しているためです。人件費については、職員定数の見直しを継続的に実施するとともに、給料や諸手当の全般にわたって見直しを図り、給与水準の適正化に努めています。また、物件費等については、平成6年度から20年度まで1.5～10%のマイナスシーリングを実施するとともに、平成17年度から創造的予算編成方式を導入して経費の抑制を行っています。

なお、都内26市では20位となっていますが、今後も経費節減に向けた取り組みに努めていきます。

将来負担の状況

将来負担比率【42.2%】



全国市町村平均	100.9
東京都市町村平均	18.0

※数値が低いほど、将来的に財政が圧迫される可能性が低いと見ることができます。

《将来負担比率》

「地方公共団体健全化法」に基づく健全化判断比率の一つで、平成19年度から算定しています。一般会計等が将来的に負担すべき実質的な負担額の標準財政規模を基本とした額（標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額）に対する比率です。

前年度と比較すると9.6ポイントの減となりました。これは市債発行額の抑制などによる地方債現在高の減や、退職手当支給率の見直しの効果などによる退職手当負担見込額の減などによるものです。

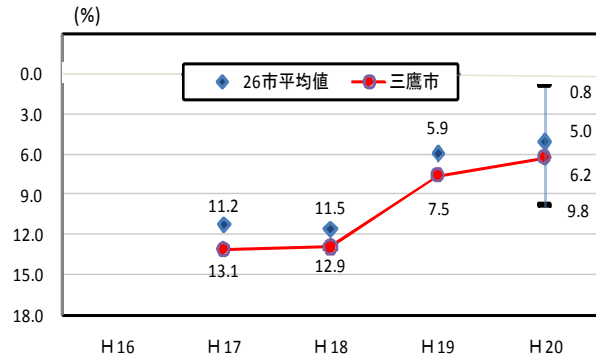
都内26市では10位となっていますが、全国市町村平均値100.9%を下回り、早期健全化基準値である350.0%も大きく下回っていて、法律に規定される基準に至る状況ではありません。今後も健全な財政運営に努めていきます。

公債費負担の状況

実質公債費比率【6.2%】



類似団体内順位 [10/29]



26市順位 [16/26]

全国市町村平均
11.8
東京都市町村平均
4.0

※数値が低いほど、公債費による財政負担の度合いが低いと見ることができます。

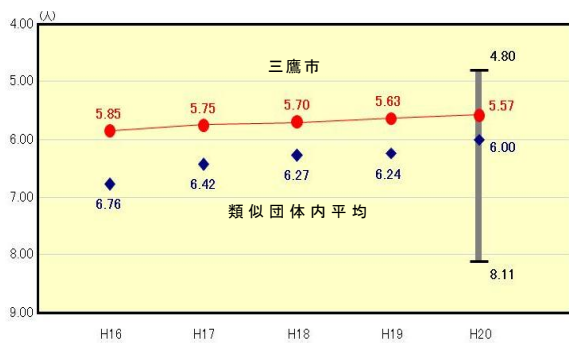
《実質公債費比率》

市債発行額の抑制や低利債への借換え、高金利債の繰上償還などを実施してきたことから、類似団体平均を下回っています。今後もバランスに配慮した市債の発行を図り、財政構造の健全性を維持し、「第3次三鷹市基本計画（第2次改定）」で定めている数値目標「概ね16%を超えないこと」の達成に努めていきます。

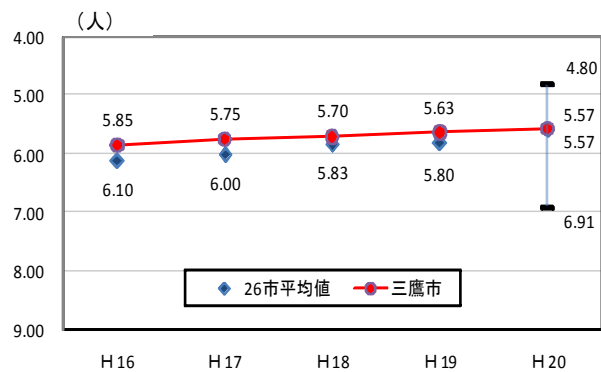
なお、都内26市では16位となっていますが、平均値を下回っています。

定員管理の状況

人口1,000人当たり職員数【5.57人】



類似団体内順位 [9/29]



26市順位 [14/26]

全国市町村平均
7.46
東京都市町村平均
6.75

※数値が低いほど、定員管理が進んでいると見ることができます。

《人口1,000人当たり職員数》

平成8年3月策定の「三鷹市行財政改革の方策」、平成12年5月策定の「三鷹市行財政システム改革大綱・三鷹市行財政システム改革実施方策」、平成17年3月策定の「三鷹市行財政改革アクションプラン 2010」（現在取り組み中）に基づき、国や他団体に先んじて

定員管理の適正化に取り組んできました。その結果、取り組み前の職員数 1,334 人（平成 7 年 4 月）が 1,041 人（平成 21 年 4 月）となり、22.0%削減されました（全会計定数内）。この削減率は、当該期間における全国市町村平均の約 1.7 倍の数値となっています。

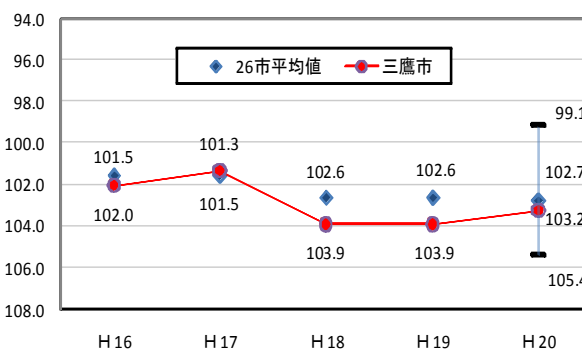
なお、都内 26 市では 14 位となっていますが、今後も、市民満足度の向上を目的として、引き続き、職員の再任用化（嘱託化）や業務の委託化などに着実に取り組みます。

給与水準（国との比較）

ラスパイレス指数【103.2】



類似団体内順位 [22/29]



26市順位 [19/26]

全国市平均	98.4
全国町村平均	94.6

※数値が低いほど、国よりも給与水準が低いと見ることができます。

《ラスパイレス指数》

ラスパイレス指数とは、国が定めた基準に基づき、国家公務員の給与水準を 100 とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。職務の困難度や責任の度合いに応じた給与制度を平成 12 年度から導入して以降、ラスパイレス指数は 3.3 ポイント低下し、制度の導入以降も給与の適正化に継続的に取り組んでいます。

なお、都内 26 市では 19 位となっていますが、今後も、国における給与構造改革への対応を含め、地方分権時代にふさわしい給与制度の確立に向けて見直しを行っていきます。